

老人保健制度を受けている方へ

平成20年4月から後期高齢者医療制度へ変更され、老人保健制度は平成20年3月31日で廃止されます。

○制度の運営

この制度の運営は、岡山県内全ての市町村が加入する「岡山県後期高齢者医療広域連合」が行います。
 広域連合の仕事：被保険者の認定、保険料の決定、給付など
 町(鏡野町)の仕事：保険料の徴収、各種申請、届出の受付、被保険者証の交付など窓口業務を行います。

○対象となる方(資格を有する日)

- ① 75歳以上の方全員(75歳の誕生日当日)
- ② 65歳以上の方で一定の障害があると認定された時(岡山県後期高齢者医療広域連合から認定を受けたとき)

○給付について

これまでの老人保健制度同様の給付が受けられます。(高額医療費・コルセット等)
 医療機関での窓口負担は、1割又は3割(現役並の所得のある方)となります。

○保険証について

新しい被保険者証は、制度が始まるまでに、1人1枚交付されます。

○保険料について

この制度では、全ての被保険者が保険料を納めることになります。

【算定方法】

保険料は、後期高齢者医療制度に加入している被保険者全員が負担する均等割と被保険者の所得に応じて負担する所得割の合計となります。
 ・所得水準に応じて均等割の額が7割、5割、2割の軽減措置がなされます。
 ・国保以外の被用者保険被扶養者は、新たに保険料を支払うことになるので減額の経過的措置がなされます。

【納付方法】

後期高齢者医療制度保険料について、平成20年4月から特別徴収(年金から天引き)が行われます。

・特別徴収となる方

① 被保険者の年金受給額が18万円以上の方。

② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の特別徴収額の合計が、年金総額の2分の1を超えない方。

・普通徴収となる方

上記以外の方は、口座振替又は、指定金融機関の窓口払いとなります。

お問い合わせ：鏡野町役場 保健課 老人保健係 ☎0868-54-2025

平成20年4月から国民健康保険制度が変わります

○加入対象者

75歳未満の方(一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入される方)を除きます。

○負担割合

(現在)

3歳未満 2割	3歳以上70歳未満 3割	70歳以上 1割
------------	-----------------	-------------

* 75歳以上の現役並み所得者の方は3割

(平成20年4月～)



義務教育就学前 2割	義務教育就学後から 70歳未満 3割	70歳以上75歳未満 1割
---------------	--------------------------	------------------

* 70歳以上の現役並み所得者の方は3割
 * (70歳以上75歳未満)の方は、1割から2割負担となる予定でしたが、1年間凍結することになりました。

○退職者医療制度

現在退職者医療制度は、対象者が65歳未満までとなります。

○保険証

【制度改正によって保険証の資格喪失する方】

- ・後期高齢者医療制度に移行される方(75歳以上の方)
- ・退職者医療制度に加入されている方で(65歳以上75歳未満の方)

【制度改正によって保険証の更新が必要な方】

- ・前期高齢者(70歳から75歳未満の方)役場から郵送で送付いたします。
- ・退職者医療制度に加入されている方で(65歳以上75歳未満の方)役場から郵送で送付いたします。

お問い合わせ：鏡野町役場 保健課 国保係 ☎0868-54-2025

>>>>> 国民健康保険からのお知らせ

最近、《医療保険が返金されるので…#を押してください》との不審な電話がありますので、不審な電話には対応しないようにしてください。内容は、次のようなものです。

医療保険が7万円返金されるので…【#】を押してくださいなどという音声(録音)が流れるというものです。音声に従い【#】を押すと、電話が切り替わって人間が対応するようです。